

観光事業者のオンライン業務代行活用支援事業

【公募要領】

(申請期間)

➤ 一次募集

令和8年5月14日（木）から令和8年6月12日（金）17時まで

➤ 二次募集

令和8年6月15日（月）から令和8年7月31日（金）17時まで

(お問い合わせ先)

➤ 三重県観光部観光戦略課

Tel : 059-224-2830 （平日8:30~17:15 ※土日祝を除く）

Mail : kankost@pref.mie.lg.jp

➤ パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

Tel : 080-4639-5569 （平日9:00~17:00 ※土日祝を除く）

Mail : [PBD_stepbase BizD1@persol.co.jp](mailto:PBD_stepbase_BizD1@persol.co.jp)

本事業は、三重県から委託を受けてパーソルビジネスプロセス
デザイン株式会社が実施します。

令和8年5月

三重県観光部観光戦略課

（受託者：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

観光産業は、他産業と比べて生産性が低い状況に加え、人手不足が深刻化しており、将来を見据えた経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。他方、現場では時間的余裕や人的余裕が無く、日々の業務をこなす体制を整えることに苦慮している事業者や、変革に対応可能な人員・体制が整っていない事業者もいます。

本事業では、こうした課題に対応するため、観光事業者がオンライン業務代行を活用し、バックオフィス業務を安定的に遂行できる体制づくりを支援することで、収益・業績の向上や経営に直結するコア業務への専念、業務効率化を図り、観光事業者の生産性向上や人材確保につなげることを目的とします。

また、オンライン業務代行の活用を通じた取組の成果や課題を整理し、事例集の作成や成果報告等を通じて横展開を図ることで、県内観光産業全体の経営基盤強化をめざします。

(2) 事業の内容

支援対象となった観光事業者（以下「支援対象者」という。）は、以下の【業務代行の対象となる職種】に記載の業務についてオンライン業務代行を活用し、バックオフィス業務等の安定化、業務負荷の軽減や業務効率化に取り組み、業務を安定的に遂行できる体制の構築を図ります。

本事業は、県から委託を受けたパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社（以下「受託者」という。）が、支援対象者の現状や課題を踏まえた上で、業務内容の整理や業務量のすり合わせを行い、適切な業務代行支援を実施します。

※オンライン業務代行とは：

採用・経理・労務・総務・営業事務などの企業のバックオフィス業務を、メール・業務システム・SaaS ツール等を活用し、オンライン上で（対面を伴わずに）外部の専門チームが業務を代行するサービスです。

【業務代行の対象となる職種】

本事業においては、オンライン上で代行できるバックオフィス業務の中で、主に以下の業務を対象とし、業務代行支援を行います。

① 採用

（求人票作成、面談調整、募集媒体の設定、スカウトメール対応、合否連絡 など）

② 経理（請求書・領収書発行、請求・支払い処理 など）

③ 人事・労務（経費計算、勤怠管理、給与計算、入社手続き、年末調整 など）

④ 一般事務

（データ入力、データ整備、各種リサーチ、相見積もり、翻訳、文字起こし など）

⑤ マニュアル作成（現場業務・バックオフィス業務のマニュアル作成）

⑥ OTA 運用（OTA 登録作業、競合調査レポート、口コミ対応 など）

⑦ SNS 運用（コメントへのリアクション、ダイレクトメールへの対応 など）

(3) 事業スケジュール（予定）

時期	内容
5/14～6/12	一次募集
6 月中・下旬	一次募集における支援対象者の決定
7 月中旬～ 12 月中旬	一次募集における支援対象者の支援 (オンライン業務代行の活用開始)
6/15～7/31	二次募集
8 月上・中旬	二次募集における支援対象者の決定
8 月下旬～ 1 月下旬	二次募集における支援対象者の支援 (オンライン業務代行の活用開始)
3 月	成果報告会

(4) サービス利用期間・時間及びサービス利用料

本事業において、支援対象者がオンライン業務代行等を利用する期間・時間及び利用料については、以下のとおりとします。

【サービス利用期間・時間】

- ・支援対象者は、最長6ヶ月間オンライン業務代行を利用することが可能です。
- ・利用時間の1月当たりの上限は、最大30時間/月とします。
- ・利用期間・時間については、受託者と支援対象者で調整のうえ、決定します。

【サービス利用料】

- ・支援対象者がオンライン業務代行を利用するにあたり要した費用のうち、3分の2を助成します（3分の1は支援対象者の負担となります）。なお、1事業者48万円を上限額とします。
- ・複数の職種を組み合わせることでオンライン業務代行を利用することも可能ですが、助成の上限は48万円となります。

2. 事業要件

(1) 申請要件

本事業の対象は、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者（以下「観光事業者」という。）、またはDMO・観光協会とします。

なお、以下の要件を全て満たさなければ申請は認められません。

- ア. 受託者による業務内容の整理（業務棚卸）及び見積書の作成を受けること。
- イ. オンライン業務代行を実施するにあたり、受託者の求めに応じ、必要な業務内容や業務量を把握するための資料の提出、ヒアリング等に協力できること。
- ウ. オンライン業務代行を円滑に実施するため、受託者との連絡調整や確認事項に適切に対応できること。
- エ. 事例集への事例掲載（必要に応じデータの公表）、成果報告会での事例発表等に合意できること。
- オ. 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - a. 「三重県暴力団排除条例」（平成22年三重県条例第48号）を遵守しない者

- b. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- c. 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- d. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- e. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- f. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g. 法令に則った営業許可を取得していない者
- h. 三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- カ. その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

（２）観光事業者、DMO・観光協会の定義

本事業における観光事業者とは、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者とし、その定義は以下のとおりとします。

また、本事業におけるDMO・観光協会の定義は以下のとおりとします。

ア. 宿泊施設

不特定多数の旅行者の利用に供する県内宿泊施設の営業を行う事業者のうち、次に該当する施設とします。

【対象施設】

- ・旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受けている事業者が営業する施設

【対象外の施設】

- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・住宅宿泊事業法に基づく届出により営業する住宅
- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- ・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

イ. 観光施設

観光客のために提供し、次に該当する施設とします。

【対象施設】

- ・観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、県や県内市町へ入込客数を報告している施設

<施設例>

レジャーランド・遊園地、温泉施設、水族館 等

【対象外となる施設】

- ・地域住民の日常利用が大半を占めている施設

＜施設例＞

- ・地域住民の利用が大半を占める運動施設
- ・ショッピングセンター、商店街
- ・観光施設に附属する駐車場
- ・地域住民の利用が大半を占める遊興施設・遊戯施設
(パチンコ店、ボウリング場等)

ウ. 土産物店

観光客に対して三重にちなんだ品物を販売している店舗とします。ここでいう「店舗」とは、次のいずれにも該当する店舗とします。

【対象店舗】

- ・三重県観光連盟公式サイト(観光三重)や観光協会HPに掲載されている土産物店
- ・協同組合三重県物産振興会の組合員が営む土産物店

【対象外となる店舗】

地域住民の日常利用が大半を占めている店舗

＜店舗例＞

ショッピングセンター、コンビニ、薬局 等

エ. 体験事業

観光客に対して三重の魅力を伝える体験事業を実施していることとします。ここでいう「体験事業」とは、次に該当する事業とします。

【対象事業】

- ・三重県観光連盟公式サイト(観光三重)、観光協会HP、じゃらん・アソビューーなどのOTAサイトで掲載されている事業

＜事業例＞

自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 等

【対象外となる事業】

- ・地域住民の日常利用が大半を占める事業
- ・単にイベントのみを実施している事業(例：1日限定で実施するイベント等)
- ・目的地への送迎のみを目的としている事業(例：バス送迎、渡船等)
- ・地域住民を対象とした事業・施設
(例：英会話教室、水泳教室、スポーツジム、ボウリング場等)

オ. DMO

三重県内に事業所を有する観光庁登録DMO及び候補DMO

カ. 観光協会

三重県内に事業所を有する観光協会、観光振興を主たる目的とした団体

3. 支援対象者の選定

(1) 選定からサービス利用開始までの流れ



① セミナー参加（任意）

- ・オンライン業務代行の利用に関する具体的な内容や活用イメージ等を周知するため、セミナー（全4回）を開催します。サービス内容等の詳細を知りたい方は、セミナーにご参加ください。
- ・本セミナーへの参加は任意であり、セミナー参加の有無に関して、本事業への申込や選定結果に影響を与えるものではありません。
- ・本セミナーへの参加は、下記「4. 申請方法等（2）セミナーへの参加」によりお申し込みください。

② 個別相談（必須）

- ・本事業への参加を希望する事業者は、必ず個別相談を受けてください（各者2回の個別相談を受けていただきます）。
- ・個別相談では、受託者が業務内容の整理（業務棚卸）を行い、想定される業務量に基づく見積書を作成します。
- ・個別相談は、下記「4. 申請方法等（3）個別相談への参加」によりお申し込みください。

③ 参加申込

- ・個別相談を受けた後、本事業への参加を希望する事業者は、下記「4. 申請方法（4）本事業への申込方法」により、参加申込を行ってください。

④ 選定

- ・申請内容、業務内容の整理（業務棚卸）及び見積結果を踏まえ、県と受託者にて審査のうえ、支援対象者を決定し結果を通知します。

⑤ 契約締結・利用開始

- ・支援対象者に選定された事業者は、受託者との間で、業務代行に関する準委任契約を締結します。
- ・業務代行を開始するにあたり、代行する業務の内容、連絡方法、業務の進め方、代行スケジュール等に関して初回ミーティングを行った後、順次業務代行を開始します。

(2) 選定数

15事業者程度（予定）

(3) 審査基準

- ア. 本事業の趣旨を理解したうえで、オンライン業務代行等の活用による業務の安定化や業務効率化に取り組む意欲があること。
- イ. 業務内容の整理（業務棚卸）により、オンライン業務代行の実施が現実的かつ適切であると認められること。

ウ. 活用するオンライン業務代行の内容が、他事業者への横展開性が高いものであること。

※事業規模、地域バランスを考慮のうえ、決定する場合もあります。

(4) 選定結果の決定及び通知

一次募集は6月中・下旬頃、二次募集は8月上・中旬頃に、申請者全員に対して結果の通知を行います。

4. 申請方法等

(1) 申請期間

一次募集：令和8年5月14日（木）から令和8年6月12日（金）17時まで

二次募集：令和8年6月15日（月）から令和8年7月31日（金）17時まで

(2) セミナーへの参加

「3. 支援対象者の選定（1）選定からサービス利用開始までの流れ」に記載の①セミナー（参加任意）について、参加を希望される方は、以下 URL からお申し込みください。

セミナー参加申込：<https://step-base.jp/seminar/202606mie>

※申込期日：各回、セミナー開催日の2日前まで

(3) 個別相談への参加

「3. 支援対象者の選定（1）選定からサービス利用開始までの流れ」に記載の②個別相談について、本事業への参加を希望される方は、必ず個別相談（全2回）を受けてください。個別相談への参加は、以下 URL からお申し込みください。

個別相談参加申込：

<https://meetings-na2.hubspot.com/takahito-fukushima/miepref-stepbase>

※申込期日：個別相談希望日の2日前まで

(4) 本事業への申込方法

「3. 支援対象者の選定（1）選定からサービス利用開始までの流れ」に記載の③参加申込について、個別相談（全2回）を受けた事業者に対し、受託者から、本事業への申込方法について別途ご案内いたします。

(5) 留意事項

- ・ 本事業は、業務代行を通じて業務の安定化や業務負荷の軽減・業務の効率化を図るものであり、売上の増加や利益率の改善、人材の採用等の成果を保証するものではありません。
- ・ 支援対象者の都合により、必要な情報提供や確認が行われない場合には、本事業による支援が予定どおり実施できないことがあります。また、その場合においても、支援期間の延長や追加支援は行いません。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合は、申請を無効とします。
- ・ 申請内容は、「三重県情報公開条例」に基づき、非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。